

使って実感 申告納税は便利なe-Taxで

日本橋税務署 姉崎正栄署長に聞く

Q. 日本橋という街、そして日本橋税務署について教えてください。

姉崎 「日本橋」は江戸時代、全国に延びる五街道の起点であり、また、水運の要衝でした。日本橋の街はそのことから商業経済の中心として栄えました。現在、有名デパートが立ち並び商業街、株取引を中心とした証券街、繊維をはじめとする問屋街などのエリアに大別されますが、特に江戸時代から続く老舗も多い地域です。また、管

内には、日本銀行や東証アローズを擁し、日本経済は、日本橋から動き出すといえるでしょう。

日本橋税務署は、中央区のうち、かつて日本橋区と呼ばれたエリアを管轄しており、管内には約1万9千もの法人があります。全体の税収は約1兆1千億円で、のうち、源泉所得税が40%、法人税が35%となっており、この2税目で75%を占めています。

Q. 日本橋税務署ではどのような取り組みをされていますか？

姉崎 税務署の仕事は、国の予算となる税を適正・公平に課税し、きちんと徴収することです。また、納税者の皆さまに正しく申告、納税していただくための環境を整備し、納税者サービスを充実させることも職務の重要な柱といえます。こうしたことを踏まえて、昨年7月から、全国の税務署で内部事務の一元化とともに「窓口のワンストップ化」を実施しています。

江戸の歴史を色濃く残す日本橋。そんな日本橋の街を管轄する日本橋税務署は、東京国税局管内84署ある中でも「五大署」と呼ばれる有数の税務署だ。同署ではいま、納税者サービスに重点を置いたさまざまな取り組みを行っているところだが、とりわけ力を入れているのが「e-Taxの普及促進」と「ワンストップサービス」。同署の取り組みについて、姉崎正栄署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・瀬戸山敬史】



<プロフィール>姉崎 正栄 (あねざき まさよし)
山形県出身。村山税務署長、東京国税局調査第2部統括国税調査官、預金保険機構特別業務部次長、国税庁東京派遣監督評価官室長を経て現職に就任。趣味は将棋。週末はプロ棋士の対局をテレビ観戦し、戦術を研究する。また、最近では、健康管理のために始めたウォーキングに「はまっている」という。

納税者サービスの向上と 事務効率化に向け、さらなる取り組み

日本橋税務署では、2階に総合窓口を設置し、そこで納税者窓口関係事務のほとんどの手続きを一括対応していますので、納税者の皆さまが、用件ごとに異なった窓口へ行く必要がなくなりました。また、当署でとりわけ力を入れて取り組んでいるのがe-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及促進です。

Q. e-Taxとはどのようなものですか？

姉崎 e-Taxは、インターネットを利用して、自宅やオフィスあるいは税理士事務所などから確定申告や納税ができる

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜9時まで、確定申告期は24時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮



税務関係団体との 連携を大事に

Q. e-Taxと連動した「ダイレクト納付」のサービスも始まったそうですね。

姉崎 ダイレクト納付は、昨年9月から開始したサービスでe-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単なクリック操作で届け出をした預貯

るシステムです。申告や納税のために税務署や金融機関に向く必要がなくなり、さらに、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを使用することで、会計処理などの事務省力化やペーパーレス化を図ることが出来ます。わたしどもにとっても事務の削減やコスト低減といった効果が期待できます。

また、所得税の申告ですと、医療費控除を受けられる場合などの源泉徴収票や領収書の添付が不要になります。また、1回に限りですが、最高5千円の税額控除を受けられます。

このほか、e-Taxで還付申告をすると、通常6週間程度要する還付手続きが、3週間程度に短縮されるというメリットもあります。納税者の皆さまにはぜひe-Taxを活用していただきたいと思っています。

所得税の確定申告が、いよいよ明日、2月16日からスタートしますが、今年の署内の申告書作成指導会場はパソコンによる作成指導を基本としており、一人でも多くの納税者の皆さまにe-Taxを利用していただける態勢を整えています。

金口座から、即時または指定した期日に納付することが出来る電子納税の新たなスタイルです。事前に利用届出書を提出することが必要ですが、自宅やオフィスから納税ができるほか、インターネットバンキング契約な

(2面へつづく)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



社団法人 **日本橋法人会**

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-10-7
蛸殻町ビル
TEL : 03-3667-1736・1737 FAX : 03-3663-3307
URL : http://www.nihonbashi-hojinkai.or.jp

東京税理士会 日本橋支部

下記の日程で無料相談を実施します。どうぞお気軽にご相談ください。

◆「平成21年分所得税確定申告の無料相談」
日時：2月22日～26日 10:00～16:00
場所：日本橋公会堂(日本橋蛸殻町1-31-1)

◆「税理士記念日 税の無料相談」
日時：2月23日 10:00～16:00
場所：「三越前駅」銀座線・半蔵門線 連絡通路

【支部事務局】〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3丁目11番10号
ホックク人形町ビル2階
TEL 03-3662-3979 FAX 03-3639-1727

▶「敷金」がトラブルの元になることも多い



賃貸物件契約した場合には、「敷金」「礼金」「保証金」などの一時金を支払うことが一般的。これら一時金の内容は慣習による部分が大きい。そのため地域差が顕著だが、部屋を原状回復させるための「敷金」に当たるものは、ほとんどの地方で設定されている。かつては敷金が戻ってこないこともままあったが、最近では返還訴訟も少なくない。この「敷金」の税務上の処理方法について、国税不服審判所で争われていたことが分かった。

賃貸物件の場合には通常、賃借人が退居する際に部屋を入居前の状態に回復させる義務を負うという契約を結ぶ。そのため費用としてあらかじめ預かるのが「敷金」だ。このような場合、敷金の会計上の扱いは「条件付債務」となる。この「敷金」の扱いに

賃貸物件 敷金で注目裁決

「原状回復義務の消滅」は課税売上

について、「敷金を利用して原状回復義務を消滅させることは課税資産の譲渡にあたり、消費税の課税対象になる」という裁決を国税不服審判所が下したことが分かった。

国税不服審判所に更正の請求を行ったのは、賃貸物件のオーナーであるA氏。

A氏はこの物件を父親から相続により取得。相続前からその物件の2階部分はB氏が借りていた。

賃借人B氏と賃貸借契約を締結する際に、①敷金を支払うこと②敷金は未納の賃貸借料、延滞損害金、違約金およびそのほかの賃借人の受領すべき金額を控除したのち返還することなどを定めていた。また、同契約により、賃借人は明け渡しの際に借りていた部屋の原状回復義務を負っていた。

平成17年にB氏はこの物件からの退去を決定。退去にあたって「合意書」を作成し、①契約は同17年7月17日をもって終了する②契約の締結時に支払った敷金が、物件の原状回復費用として充当されることを認める③賃借人は原状回復費用として、敷金とは別に追加金を支払う義務があることを認める④賃借人および賃借人は合意書に定め

た事項を除き、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する——などを定めた。

A氏は、合意書により定められた、敷金と追加金を合わせた「合意金」を仮受金としたうえで、家賃収入などと同様に非課税と判断して申告を行った。

ところが、国税当局は「原状回復をしなくてよいという『便益』を享受していることから、合意金は『役務の提供』の対価に該当するため課税資産の譲渡等の対価である」とし、所得税ならびに消費税の更正処分を行ったことから争いとなった。

争点となったのは、「合意金」が消費税の「課税資産の譲渡等の対価」に当たるかどうかの判断。A氏は「合意金」は預託されたもので、便益の享受に当たらない。仮に便益の享受とみても「合意金」は工事の事業者を支払われるべきもので、その対価ではない」と主張。しかし、審判所は「合意金の支払いにより、債務関係が存在しなくなる」として、合意書で確認されており、原状回復工事を行っても費用を再精算することは予定されていない。よって原状回復義務の消滅という『便益』を受けられている」と判断。請求人A氏の訴えを退ける判断を下した。

(1面のつづき)

でも不要なので、ぜひご利用ください。特に、源泉所得税や消費税などで納付回数が多い法人の場合には、よりメリットが大きいと考えております。

e-Taxの普及促進にあたっては、顧問税理士などには代理送信の積極的な利用をお願いしているところですが、このダイレクト納付についても、顧問税理士などが代理で納付手続きを行うことができます。ぜひ、法人企業の方にはe-Taxと併せて、ご利用いただきたいと思います。

Q. 地域との連携も活発だと聞いていますが。
姉崎 日本橋署管内の税務関係団体の皆さまには、地域と密着して活発な活動をしていただいております。

OWNER'S LIFE
オーナーズライフ

オーナーズライフ 検索

ろから税務行政に対してさまざまな面で多大な協力、ご支援をいただいております。たとえば、昨年の「税を考える週間」には、「タックスフェア日本橋」

えで、やはりわたしどもの取り組みだけでは達し得ないことも数多くありますので、今後も税務関係団体との連携を大切にしたいと思っています。

Q. 今後はどのような税務署を目指しますか？
姉崎 適正・公平な課税と徴収の実現に向けて、納税者の皆さまから信頼される税務行政を行うことが大切です。正しく申告・納税を行っている納税者には親切丁寧な対応を行っていく一方で、悪質な納税者に対しては厳正な態度で臨むことが、納税者の理解につながるものと考えています。そして、職員の一ひとりが使命感を持ち、能力を十分に発揮できる組織運営にも全力を注ぎたいと思っています。

生命保険控除が拡大

額上限が従来より2万円高くなり12万円になるほか、新たに「介護医療保険料控除」が新設される。

現在、生命保険料控除は、個人が一般生命保険料または個人年金保険料を支払った場合、一定額の所得控除が受けられる。控除額上限は各5万円、合計で最高10万円の所得控除だ。

大綱では、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除とは別枠で「介護医療保険料控除」を設け、各保険料控除の適用限度額を4万円、合計上限額12万円の所得控除を受けられるようにする。

各保険料控除額の計算式は表の通り。

これらの措置は同24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)から適用。同23年12月31日以前に契約した(旧契約)生命保険・個人年金保険料には、現行の各5万円の控除上限額が適用される。

注意が必要なのは、生命保険・個人年金保険に新契約と旧契約の両方がある状態で控除を受ける場合。この場合の控除額は、①新契約は表により計算した額②旧契約は現行の計算式で計算した額——これらの合計額(上限4万円)となる。

介護・医療も別枠でカバー

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合



TAX・経営プチ解説

消費税と不動産

課税条件あれこれ

土地や建物などの不動産の貸付けによる収入が、大きなウエートを占めている会社は少なくない。なかには、不動産の貸付け収入が大き過ぎて「どちらが本業か分からない」などという会社もあるようだ。

ところで、こうした不動産の貸付けでは、貸し付けている不動産の種類やその期間によって消費税の取扱いが異なるので注意したい。

まず、土地の譲渡や貸付け。これは原則として消費税の課税の対象ではない。例外が、貸付期間が1カ月に満たない、ごく一時的な土地の貸付け。この場合は土地の貸付けでも消費税の課税対象となる。

▶青空駐車場は消費税に注意



次に、建物や駐車場などの貸付けの場合はどうか。こうした「施設の利用に付随して土地が使用される場合」だと、消費税の課税対象になる。

駐車している車両の管理を行っている場合、駐車場としての地面の整備またはフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となる。

これは逆にいうと、地面の整備やフェンス、区画などがなければ「土地の貸付け」になるため、駐車場として貸し付けていてもその賃料収入は非課税というわけだ。

同様に、野球場、プール、テニスコートなどの施設の利用にともなって土地が使用される場合も消費税の課税対象だ。

建物(住宅を除く)などの施設の貸付けをする場合に、その使用料を建物部分と敷地部分に区分

しているときでも、その総額が建物の使用料として消費税の課税の対象となる。

住宅用建物の貸付けは、貸付期間が1カ月に満たない場合などを除き消費税の課税の対象とはならない(非課税取引)。

社員が住宅取得

会社の援助に特例

マイホームが夢というサラリーマンは多い。企業のなかには、社員のこうした夢をかなえるため、その後押しとして住宅取得資金を貸すところもある。社員としても、よく知らない相手とローンを組むよりは気持ちが幾分楽かもしれない。

社員に対して住宅を取得する資金を貸し付ける場合、1%以上の利率で貸し付けるのであれば、給与としての課税はナシという特例がある。

1%未満の利率で貸し付けている場合は、1%の利率と貸し付けている利率との差額が、給与として課税される。

住宅を購入するための資金はもちろん、新築や

増築、床面積の増加をとまなう改築をする資金でもOKだ。

社員にとってうれしい特例だが、会社の人間ならだれにでも使えるかというそうではない。使用人兼務役員、事業主の親族などはこの特例の対象外なので注意したい。

また、社員が金融機関などから住宅資金を借り入れた場合に、会社が利息の援助をするというケースもある。この場合の利益の計算も、1%の利率が基準。

社員が実際に負担している利息の額が1%に満たない場合には、1%の利息と社員が実際に負担している利息との差額が給与課税となる。

社員が住宅資金として銀行から4%の利率で借り入れ、会社が3.5%相当の利息を援助したとする。

この場合、社員が実際に負担している利息の額は、0.5%だ。基準の1%と0.5%の差の0.5%の利息が給与として課税される。

気を付けたいのは、その社員が転勤になったとき。資金を貸し付けた対象である住宅にその社員が住まなくなった場合には、原則この特例は適用されない。

株主優待の利益

税務上は雑所得

株式上場企業が、株主に対して自社の商品券や自社サービスの優待券などを提供する「株主優待制度」。同制度を実施する上場企業は長らく増加を続けてきたが、今年はどうやら減少に転じる見通しだという。長引く景気低迷の影響で業績の振るわない企業にとってみれば、「利益の社外流出を少しでも抑えたい」といったところだろうか。しかし、株主優待を目当てに株主になった人にとっては大問題。株主優待を廃止したため「優待目当ての株主」が売りに走ったことで株価が下がった銘柄もあるという。

一方で、業績悪化により配当が出せないからこそ、株主優待に力を入れることで個人投資家の「株式離れ」を防止する企業もあり、株主優待に対す

るスタンスは企業によってさまざまである。

ところで、株主優待により提供される物品のなかには、ホテルの宿泊券などそれなりに高価なものも少なくない。となると、株主優待により個人投資家が得た経常的利益は税務上どのように取り扱うのが適当なのか気になる。

一見すると「配当と同様に扱うのか」と考えてしまいがちだが、それは間違い。株主優待による経常的利益の取扱いについては、所得税基本通達24-2により「法人が株主等に対して供与した交通機関の優待乗車券、映画、演劇等の優待入場券、ホテル、旅館等の優待施設利用券、株主に対する値引き販売等は、法人が余剰金または利益の処分として取り扱わない限り、配当には含まれない」とされており、雑所得として取り扱うのが適当である。

雑所得であれば、給与所得や退職所得以外の各所得との合計額が20万円を超えた場合、確定申告が必要となることを覚えておきたい。

中島税務会計事務所

税理士 中島 重敏

税理士 中島 美和

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目2番1号
中島ビル3階

TEL: 03-3241-0462 FAX: 03-3271-4527

E-mail fwhk4984@mb.infoweb.ne.jp

藤間公認会計士税理士事務所

(株)船井財産コンサルティング東京銀座

(株)日本財務コンサルティング

(株)日本医療コンサルティング

相続手続支援センター東京中央

(株)日本相続コンサルティング

(株)日本人事コンサルティング

(株)日本同族経営研究所

TOMA M&Aセンター

中央区の無料相談は「明るく・元気・前向き」な専門家集団にお任せ下さい!

公認会計士7名・税理士24名・国税局OB4名・社会保険労務士6名・経営コンサルタント10名・医療経営コンサルタント10名ほか総勢140名!

経営・税務会計・財務・人事 から、資産有効活用など、各分野のプロフェッショナルが集結する、総合コンサルティングファームです。

★情報満載メールマガジン

http://www.toma.co.jp

メルマガも配信中!!

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-4-21

TEL 03-5201-6555 FAX 03-5201-6789

E-mail: toma@toma.co.jp



税理士法人HOP

税理士 小川 実

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7-16
日本橋兜町幸ビル4F

TEL: 03-5614-8700 FAX: 03-5614-8701

URL: http://www.zeirishihoujin-hop.com/

E-mail hop@tkcnf.or.jp

成田公認会計士事務所

税理士・公認会計士

成田 一正

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル7階

TEL: 03-5640-6450 FAX: 03-5641-1922

URL: http://www.naritax.biz/

E-mail cpa-nari@naritax.biz

納税通信

東京国税局管内 特別号外
中央区エリア版 日本橋税務署編
平成22年2月15日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 中央区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、中央区全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては日本橋税務署に取材面でご協力いただきました。また、日本橋法人会、東京税理士会日本橋支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

<お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

驚くべき情報収集力

机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集とといったところだ。机上調査では、入念な「机上調査」の存在がある。



▲申告書のウソも税務署はお見通し

厳しさを増す相続税調査

法人税調査と異なり、相続税調査はそれほど多く実施されているわけではない。そのため、納税者にとってみれば、相続税調査は、謎のベールに包まれた存在だ。それにも増して近年、厳しさを増しているとの指摘もあり、調査手法や段取り、調査先の選定方法などとはやはり気になるところだ。最近の相続税調査の現場に迫った。

実地調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取られている」とみている。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

実際に調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結び付くものはいか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などともちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなくないかといったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

被相続人のメモから数億円を発見も

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の力関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

T&D



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIDO 大同生命

東京支社/東京都中央区日本橋2-7-4
TEL 03-3241-4343

東京商工会議所にご入会ください

～法律に定められた経済団体として23区に約8万の会員が加入しています～

110の経営支援メニューがビジネス拡大を応援します



■新規取引先の開拓や販路拡大

■資金繰いをはじめとする経営支援…その他、経営のお悩み事をご相談ください

まずはお問い合わせください

東京商工会議所中央支部 (TEL 03-3538-1811)

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 中央区立京橋プラザ3階

☆

—

☆

☆

—

☆